

第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、桑名市内の中小企業等の安定的かつ持続的な企業活動と人材の確保を維持するために、中小企業等が実施する、多様な人材が働きやすい環境づくりのための当該事業所等の整備や、施設・設備改修に受ける「（建築・資材）物価高騰」の影響の軽減を目的として、予算の範囲内において第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）の規定を準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 別表1に掲げるいずれかに該当する者をいう。
- (2) 多様な人材 次に掲げるすべてに該当する者をいう。
 - ア 当該中小企業等と雇用契約を締結または締結を予定する従業員
 - イ 日本国籍、または外国籍の者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる中小企業等（以下「補助対象企業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、令和7年度第1回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備）補助金の採択事業所は除く。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険法第4条1項に規定する被保険者を申請時点で2名以上雇用していること。
- (4) 暴力団（桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営等に関与していないこと。
- (5) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。
- (6) 多様な人材が働きやすいよう次条に規定する整備等を実施すること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中小企業の従業員のモチベーションの向上やコミュニケーションの活性化などのために、多様な人材が働きやすい環境整備に必要な次に定めるいずれかの経費とする。ただし、当該対象事業は多様な人材が利用するもので住宅または顧客用部分との共用を区分できるものに限る。

- (1) 次に掲げる、直接事業の様に供しない事業所内施設の壁面または床面の加工を含む増改築または設置に要する経費
 - ア 休憩室（保育室等も含む）
 - イ 食堂
 - ウ 更衣室・シャワー室
 - エ 洋式トイレ（手洗い場含む）
- (2) 前号に付随する、10万円以上の空調設備や照明設備の新設又は改設
- (3) その他桑名商工会議所会頭（以下「会頭」という。）が条例の目的の達成に相当と認める経費（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とする。ただし、補助金の下限金額を10万円とするとともに、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金額は、補助対象企業1社あたり1回のみの申請で30万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、会頭に申請しなければならない。

2 交付申請の受付は、予算額の到達に伴い停止する場合がある。

(交付決定)

第7条 会頭は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査の結果、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を申請した者に通知する。

2 会頭は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認める場合は、補助金の不交付を決定し、第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金不交付決定通知書（様式第4号の2）により、補助金の交付を申請した者に通知する。

(補助金の支払い)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、会頭が別に定める期日までに第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金実績報告書（様式第8号）を会頭に提出し、補助金を請求するものとする。

2 会頭は、前項の規定による請求に基づき、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 会頭は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件又はその他法令に違反したとき。

2 会頭は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金取消通知書（様式第12号）により通知する。

(補助金の返還)

第10条 会頭は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、当該補助金の返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金交付決定者は、補助金の交付対象とした施設や設備等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に会頭の承認を受けなければならない。

2 会頭は、前項の規定により承認した施設や設備等の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を桑名商工会議所に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付決定を受けた年度の終了後5年間適用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月2日から施行する。

別表1（第2条関係）

中小企業等に該当する者

1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

2 以下に該当する者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合体であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	① 法人税法（昭和40年法律第34号）上の収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に規定する34事業）を行っていること。 ② 認定特定非営利活動法人でないこと。 ③ 常時使用する従業員が300人以下であること。